

リチャード・ダブル、あるいは自由意志の概念工学のしかるべき限界について

Richard Double, or the Limit of Conceptual Engineering of Free Will

山口尚¹

Sho YAMAGUCHI

¹ 京都大学非常勤講師

概要

本稿は〈リチャード・ダブル論〉と〈自由意志の概念工学への批判〉の二側面をもつ。すなわち本稿は、一方で、自由意志と道徳的責任の哲学における極端な相対主義者リチャード・ダブルの思想的発展を（1）非実在論の主張（2）メタ哲学的相対主義の提示（3）自由意志論の心理学化の提唱という三段階に分け、彼の全体的思想をアウトラインする。他方で、ダブルの立場の考察から《自由意志や道徳的責任に関する私たちの概念枠組みは簡単に改訂されうるものではない》という洞察が得られるのだが、かかる洞見はいわゆる「自由意志の概念工学」の理解を批判的に深めることに繋がる。本稿の終盤では、私たち自由意志の概念工学者が、或る意味で「十中八九、敗れ去る」ことが指摘される。そして、こうした限界を見据えることによって却って自由意志の概念工学の使命が明らかになる、と言いたい。

分析系の自由意志論においてリチャード・ダブルは極端な相対主義——すなわち一種の「何でもあり (anything goes)」の立場——を展開したとされている¹。他方で、ひとことで「相対主義」と言っても、その具体的な内実はさまざまでありうる。本稿は、《ダブルの立場が厳密にどのようなものか》を確認したうえで、その意義と問題点を指摘することを目指したい。だが、なぜこの哲学者の見解を考察するのかと言えば、第一にそれが日本ではこれまでめったに言及されなかったからであり、第二に——これから見ていくように——そこに重要な問題提起と示唆が含まれているからである。それはいわゆる「自由意志の概念工学」という近年のプロジェクト（後述）に関わる示唆でもある。

本稿の議論は以下の順序で進む。はじめに導入としてダブルの典型的な「相対主義的」主張をひとつ紹介する（第1節）。そのあと、ダブルのいくつかの論著（Double 1991, 1996a, 1996b, 2002）を取りあげ、彼の相対主義がどのように彫琢されたのかを追跡する（第2節）。そして、かかる立場を自由意志論史のトレンドの中に位置づけたうえで、その問題点（と私が考えるもの）を明示化し（第3節）、それをふまえて〈自由意志の概念工学〉のしかるべき限界（と私が考えるもの）を指摘したい（第4節）。

¹ 例えばタムラー・ソマーズは、ダブルがあまりに性急に「“anything goes”の結論」へ進んでいる、と批判する（Sommers 2012: 124）。

かくして本稿はふたつの目的をもつと言える。それは第一に〈リチャード・ダブルの自由意志論の全体像を提示すること〉であり、第二に〈自由意志の概念工学の批判〉である。

1 イントロダクション——両立論と非両立論のどちらが「正しい」のか？

周知のとおり、自由意志論はしばしば《自由や責任の存在と決定論とは両立可能か》という問いに取り組む。そして、これもよく知られている通り、この問いに関して「然り」と主張するのが「両立論者」であり、「否」と論じるのが「非両立論者」である。この対立は分析哲学の発祥以前に遡りうるのだが、(ラッセル—ムーア以降では)古くはシュリックやエイヤーが両立論、C・A・キャンベルやポール・エドワーズが非両立論、そしてより最近ではフィッシャーやデネットが両立論、ケインやクラークが非両立論を採用している。押さえるべきは、これまで(そして現在も)多くの哲学者が《両立論と非両立論のどちらが正しいのか》を論じてきた、という点である。

こうした枠組みにおいてダブルがどのような主張を行なうのか、をあらかじめ大まかに見ておくことはこれからの話を無理なくフォローするのに役立つだろう。彼は例えば、彼自身が「メタ両立論 (Metacompatibilism)」と呼んでいる、次のような立場をとっている。

[...] ある人物を「決定されている」と私たちが見なすとする。このとき、《彼らは決定されている》と信じているにもかかわらず(両立論者がしているように)私たちが彼らを道徳的に責任あるものと見なすということは論理的に可能であり、かつ、《彼らは決定されている》という考えゆえに(非両立論者がしているように)私たちが彼らを完全に免責するということも可能である。(Double 2002: 512)

第一に注目すべきは、引用の文章が両立論的な考え方と非両立論的なそれはどちらも可能だと積極的に主張している、という点である。すなわち、引用文によれば、むしろいずれかについて《こちらこそが正しい》とする方が間違っている。それゆえ、この考えに従うと、自由意志論に取り組む「標準的な」論者たち(先述のフィッシャーやケインなど)はみな間違っていることになる。

強調すべきは、ダブルの相対主義が個別具体的な主張を含んでいる、という点だろう。この意味で彼の立場は決して、絶対的な「何でもあり」、ではない。それゆえ、どのような選択肢に対して「何でもあり」なのか、という点を掴むことがダブルの「相対主義」(としばしば研究者が呼ぶところのもの)の意味を理解することにとって重要だと言える。次節ではこの点を捉えることを目標として彼の論著を追っていこう。

2 リチャード・ダブルの立場

ダブルの思想的発展の流れを便宜上三段階に分ければ以下のようなになる。すなわち、「自由意志」や「道徳的責任」は客観的实在に属す何かを指すわけでないという「非实在論的」主張にウェイトが置かれた第一段階、自由と責任をめぐる立場の各々の内容がそのメタ哲学のあり方に相対的だという「相対主義」を指摘する第二段階、自由意志問題の心理学化を細かく論じる第三段階。ひとつずつ見ていこう。

(1) 自由意志と道徳的責任の非实在性 ダブルが初めて出版した本 *The Non-Reality of Free Will* (Double 1991) は、「決定論」という典型的なルート以外の理路を通して、《自由も責任も非实在的だ》と主張する。すなわち同書は、「[自由意志と道徳的責任の] いずれの概念も確固たる指示をもたない」という観察にもとづき、自由と責任の不在を主張する (Double 1991: 5)。ダブルはいわゆる自由意志否定論を採っているのだが、それが通常とは異なるタイプのものだ、という点には注意が必要である。ところでは、たったいま述べられた

「確固たる指示 (discrete reference)」が無い、とは何を意味するのか。彼はこの点をふたつの仕方で説明する。

第一に、ダブルによると、自由意志を論じる文脈における「自由」は「互いに相容れない複数の範例」をもつ (Double 1991: 97)。すなわち、一方で「年齢・人種・性別・社会階級」などの諸々の所与的制約にとらわれずに自分の手で人生を選んでいくひとは典型的に「自由」と見なされうるが、他方で感情の影響を受けずに最善の選択肢を計算あるいは推論して行為する「純粋な合理的自我」もまた典型的に「自由」と見なされうる (Double 1991: 115-118)。他方で——具体的な説明は省かざるをえないが——このふたつの「自由」のパラダイム・ケースは無視できない点で「逆方向の (in the reverse direction)」のものである (Double 1991: 124-125)。なぜなら前者は〈離脱・拡散すること〉に、そして後者は〈一点を射止めること〉に、自由の核心を見るからである。かくして、個別の行為者について自由か否かを判定する際の結果は、いずれの範例を念頭に置くかに依存することになる。

第二に、ダブルによると、「自由」は「主観的であり、根本的に態度的な概念」である (Double 1991: 133)。なぜなら——この点の彼の正当化は普遍性を欠くところもあり (実にこの点が彼の次著で自覚化される)、手短に触れるに留めるべき点だと思われるのだが——、仮に「自由」や「責任」が客観的実在のうちの何かを指すのであれば、それはいわゆる道徳的性質であるはずだが、実際には道徳的性質などは客観的に存在しえないからである (Double 1991: 136-138)。それゆえ、もしこの理屈が正しければ、《自由か否か》や《有責か否か》などの判断は、判断者の「態度」の反映であらざるをえない (Double 1991: 139)。かくして「自由」や「責任」という語の適用のされ方は、必ずしも一様ではなく、むしろ多様でありうることになる。そして、実際問題として、それは多様に適用されているのである。

以上が、自由や責任の概念が「確固たる指示をもたない」ためにそれらは実在しない、というダブルの主張の意味であり、彼自身はこの立場を「自由意志主観主義 (Free Will Subjectivism)」と呼ぶ。ただしこれをもって彼は例えば《私たちは自由や責任の概念の使用を止めるべきだ》などと要求するわけではない (この点で彼はいわゆる堅い決定論者などと袂を分かつ)。むしろ、「自由」や「責任」というものの、私たちの世界における位置づけはこのようなものである、と指摘しているわけであり、かかる概念の使用がただちに不当になるわけではない。そして、第1節で触れた「メタ両立論」は自由意志主観主義から引き出される、とダブルは考える。この文脈で例えば曰く、

非両立論は或る態度を、すなわち決定論という想定に対する悲観主義的な反応を表現している。[...] 同一の対象に関して対立した複数の態度をとることが論理的に可能である。そしてこれだけでなく、態度が何らかの仕方で「合理的」とされうる限りにおいて、ひとが異なる事実に向けたり同じ事実を複数の仕方で眺めたりするような場合には、同一の対象に関して対立した複数の態度をとることは合理的でありうる。同じ対象に関して楽観主義的であることと悲観主義的であることはどちらも合理的でありうるのである。(Double 1991: 142)

ここに至るとダブルの立場の「相対主義的な」ところが姿を現す——とはいえその後の彼は自身の立場へさらなる〈相対性のひねり〉を加えるのだが。

(2) 自由意志論の実践がメタ哲学に相対的であること メタ両立論は自由意志をめぐる問題へ相対主義的な解決を与える立場であるが、ダブルの次著 *Metaphilosophy and Free Will* (Double 1996a) はこうした彼自身の立場をも相対化するような議論を展開する。この本のイントロダクションにおいてダブル曰く、

自由意志をめぐる特定の立場を支持する論証は、それがいかに感銘を与えるものであろうと、必ずステールメートへ陥りうる。それゆえ、自由意志をめぐる特定の立場を支持しようとする者は、《哲学の

歴史において最も有能な思索者の多くの努力にもかかわらず、なぜ自由意志の問題はかくもまったく手におえぬものにとどまるのかを問う必要がある。この本 [*Metaphilosophy and Free Will*] の第一部で私が提示する説明は、自由意志に関するあらゆる理論——ここには私自身の主観主義的解答も含まれるが——について、それを確立する試みの土台を掘り崩すであろう。かくして私は、私が真であると考えられる理論が、他の競合する諸説と比してよりいっそう受け入れるに値する、ということを示したと言いきれなくなる。(Double 1996a: 3)

必ずや押さえるべき点がふたつある。第一に、ダブルは問題の層を区別しており、前著は〈自由意志の問題へ答える〉という層において主観主義という相対主義的立場を提示したのだが、今回の作品はそれよりも高次の層で何かしらの主張（後で見ると一種の相対主義的主張）を行なう。第二に、かかる高階の相対性を指摘するにもかかわらず、自由意志主観主義（とその含意であるメタ両立論）は依然としてダブル自身の立場である。後者の「ねじれ」は、ダブルのやっていることの意味をいささか複雑にするだろう。

今から確認するのは《ここでの高階の相対性はどのようなものか》であるが、議論の鍵となる概念は「メタ哲学」あるいは「欲求 (desire)」である。すなわち、ダブルによれば——まず形式的に述べると——メタ哲学の内容が異なればそれに応じてサポートされる自由意志の理論も異なるのであるが、複数のメタ哲学の間に絶対的な優劣は存在しないので、自由意志の理論の間にも根本的な優劣はつけられない。他方で、ここでの「メタ哲学」が何を意味するかと言うと、それは「哲学は何を目指すか」に関する構想であり、「私たちの哲学への欲求 (our desires-for-philosophy)」に依存するものである (Double 1991: 4)。そして、「欲求は、それ自体、真であったり偽であったりするものでありえない²」ので (Double 1991: 34)、特定のメタ哲学が「正しい」ということもない。かくして例えば自由意志主観主義がサポートされるとしても、それは特定のメタ哲学の採用の結果に過ぎないのである。

こうした話は具体化される必要がある。以下、ダブル自身の具体例を見よう。

例えば「常識を支える哲学 (Philosophy as Underpinning Common Sense)」と「世界観構築としての哲学 (Philosophy as Worldview Construction)」はさまざまな面で異なるメタ哲学的構想である。実に、哲学が自然科学と連続的な世界観を作ろうとする場合、その世界では一切が物質の運動の組み合わせになるだろうから、容易に《自由や責任は不在だ》という理説が組み立てられる。ダブル自身も *Metaphilosophy and Free Will* の第二部において、「科学と連続的な哲学 (Philosophy as Continuous with Science)」という〈世界観構築としての哲学〉のひとつのヴァリエーションを採用すれば自由意志主観主義がサポートされる、と主張する (esp. Double 1996a: ch.9)。他方で〈常識を支える哲学〉という構想を採用し、例えば《私たちは自らの通常の実践を通じて道徳的責任の存在に関する信念を表明している》などと考えるならば——ダブルはこうした道行きを P・ストローソンに帰すが——《自由や責任は実際に存在する》という見方のみが採用可能なオプションになるだろう (Double 1996a: 60)。押さえるべきは、自由意志に関する理論には無視できない「メタ哲学との相関性」がある、という点である。

以上の議論の核心のひとつは、哲学の個々の実践が背景とする特殊な欲求の次元へ目を向けて、《欲求そのものに優劣はない》という観察から《自由意志論の個別の理論にも優劣はない》という相対主義を導き出す、という点だろう。実に、個々の哲学実践はそのつどの「個別的な」欲求に導かれざるを得ない以上、《は

² この点についてダブルはいったん《それでもベターな欲求などはありうるのではないか》と問う。とはいえ彼はただちに、ここでの「ベター」はけっきょく諸々の他のファクターに相対的に「ベター」と認められているに過ぎず、《特定の欲求をもつことが絶対的にベターだ》などは（少なくとも絶対的には）言われえない以上、〈私たちの哲学への欲求〉の優劣の相対性は成立する、と論じる (Double 1996a: 34-35)。

たして目下進行中の営みがどのような動機をもつのか》を自覚することは重要だと言える。ダブル自身も *Metaphilosophy and Free Will* の終盤で「自由意志をめぐる論争を理解するための鍵は、それが動機に対する依存性をもつことを見ることだ」と述べて、既存の諸文献をこの点に関して「狭い」（すなわち動機への依存性の自覚が無い）を批判する（Double 1996a: 157）。逆に、〈欲求や動機へ目を向ける〉という道は自由意志論の「未踏の地」へつながりうるのだが、ダブルは後の著作——すぐ後で確認する——においてこうした方向で独特な議論を展開する。

ちなみに二番目の著書を出版した頃にダブルはテッド・ホンデリックを批判する論考も公にしている（Double 1996b）。そこでは——構図を粗っぽく記述すると——、決定論は「私たちは、〈狼狽〉でも〈頑強〉でもなしに、〈肯定〉という態度をとって生きるべきだ」という結論を導き出す、と主張するホンデリックに対して、ダブルが「私たちは決定論へどのような態度もとらうるのであって、決定論が真という想定はくしかるべき態度〉に関していかなる結論も持たない」と批判する。こうした「ホンデリック-ダブル論争」については（慧眼にも）すでに20年以上も前に松田克進が紹介しているが、そこではダブルの立場が「態度のアナーキズム」と名づけられている（松田 1998: 145）。——この話題は第3節でふたたび触れる。

(3) 動機の研究の重要性 ケイン編集の *The Oxford Handbook of Free Will*, 1st ed. (Kane 2002) におけるダブルの論考は、彼自身の立場を「ダイジェストして」紹介するものである。彼は依然として自由意志主観主義を採用し、次のような〈主観主義を採用することからの帰結の相対性〉なども指摘する。

[...] 自由意志主観主義は、ひとが道徳的責任を「もつ」ことはたんにひとびとがそのひとに対してどのような態度をとるかの問題である、という立場であるので、それゆえ、自由意志主観主義を信じているにもかかわらず〈道徳的責任に関する強い立場〉を採ることを決めたとしても、あるいはそうした立場を信じているがゆえに〈道徳的責任に関する穏やかな立場〉を採ることを決めたとしても、いずれにせよ、そうした主観主義者に誤ったところはない。（Double 2002: 512）

ダブル自身の具体例で説明しよう。例えばブルース・ウォーラーは主観主義的な立場の採用にも関わらず現行の責任帰属実践を廃棄せよという「激烈な」主張を行なうのだが³、彼は目下の意味で「強い」立場をとっていると見える（Double 2002: 517）。これに対して、主観主義の採用は責任帰属実践の是非などについていかなる帰結も持たない、と考えるひとは「弱い」立場である（ダブルは、あるときにこの「弱い」立場を、別のときに「強い」立場を採るらしい）。本稿の哲学者は前者を「やかましい主観主義者 (strident subjectivist)」、後者を「おとなしい主観主義者 (sheepish subjectivist)」と呼ぶ（Double 2002: 512）。

さてダブルは——これまでの説明のとおり——自由意志主観主義を決して絶対的な立場として提示しないのだが、その一方で、もしこの立場を採るならば「自由意志問題は心理学化される」とも指摘する（Double 2002: 525）。これは、（もし自由意志主観主義を採るならば）自由や責任をめぐる是非とも考えるべき問題が心理学的なタイプのそれになる、ということの意味し、ダブルはとりわけ〈動機をめぐる問題〉を重視する。これは前著 *Metaphilosophy and Free Will* における考察の延長線上にある指摘なのだが、以下、この議論の細部をいくつか見てみよう（Double 2002: 526-527）。

例えばリバタリアニズムを推すことの動機は何だろうか。先ほど述べたように、個々の哲学実践は特定の欲求に導かれているので、《何のためにリバタリアニズムを?》は問われてしかるべき問いである。例えば「私たちの自然の野蛮さと復讐を欲する気持ちとの言い訳」としてリバタリアニズムの自由と責任が必要になる、というニーチェ的な言説はかかる問いへの答えの候補であろうが、このように言われればリバタリアニズムは何か

³ 例えば——最近よく言及されるが——Waller 2011 など。

しら反論せねばならないだろう。まずもって押さえるべきは、動機をめぐる問題が在る、という点である。

あるいは両立論を推すことの動機は何だろうか。例えば、《非決定論が自由を救えない》という考えから消極的に両立論を支持する、という道行きはそれほど魅力的でないかもしれない。むしろ、「特定の条件のもとでは、決定された選択が自由である」というタイプの主張を行なうことそれ自体の利点や有用性を動機として両立論を推す、という方がベターであろう。ここにも動機をめぐる問題が在る、ということである。

こうした動機研究が何をもちたか——についてダブルは明示的に踏み込んで説明していない。とはいえ、リバタリアンが《どういふ動機で自分はリバタリアニズムを支持するのか》を、あるいは両立論者が《なぜ自分は両立論を主張するのか》を反省することは、いわば「執着を和らげるような相対化効果」をもつ。ダブルはある場所でこれを「酔いをさます (sobering)」と形容するのだが、彼は自由意志論をできる限り（この意味で）「さめた」ものにしたいのだろう。ダブルにとって、従来の論者の多くは「自己の特殊な前提に無自覚であるために衝突する偏狭者」と見なされうる。そして彼はかかる状況から何かしらの仕方で脱することを哲学的な進歩と見なしているわけである。

ここまで紹介されたダブルの立場の要点をまとめよう。《彼の相対主義が二層になっていること》や《そもそも相対主義というタイプの立場の積極的主張は掴みがたい》という点に鑑みつつ、できるかぎり慎重に要約すれば以下。

(イ) 自由意志の有無の判断は、判断者の態度の反映である——この意味で《自由意志は実在するものでない》と言える。

(ロ) 「自由意志の存在と決定論とは両立するのか」という第一階の問題に対しては「両立論と非両立論のどちらも可能だ」と答えるのが正しい（とはいえこれは、この点を認めたくえで両立論あるいは非両立論が正しいとする、という道を間違いとすものではない）。

(ハ) 上記ふたつのダブルの主張を彼自身は「真」と見なすが、同時にダブルは、こう見なすことが一定のメタ哲学（彼によれば「科学と連続的な哲学」というタイプのメタ哲学）の採用の結果に過ぎない、ということも積極的に主張する。

(ニ) このように哲学実践の背後にはメタ哲学という「哲学への欲求」が存在するので、自由意志論においてもそのつどの主張の動機が反省的に研究されるべきだ。

3 ダブルの立場の意義と問題点

ダブルの立場は決して自由意志論史における「孤立点」ではなく、むしろそれは大きなトレンドのうちにしかるべき居場所を得ている。以下、この点を説明しよう。

分析的自由意志論の歴史を振り返ると、どこかしらの段階からか《真の問題は、自由意志が実在するか否かではなく、私たちが「自由意志」をめぐるどのように振る舞うかではないのか》という考えが徐々に存在感を増してきていることに気づかれる。この系譜に属す哲学者を幾人か挙げればピーター・ストローソン、アンガー、ネーゲル、ホンデリック、スミランスキー、ヴァーガス、ソマーズ、ニコルズなどであり⁴、彼らはみなダブルがかつて「自由意志問題の態度的本性 (the attitudinal nature of the free will problem)」と呼んだ事柄 (Double 1996b: 848) に類する事態を重視していると理解されうる。彼らの道行きは、「実在」に関心の焦

⁴ Strawson 1962, Unger 1984, Nagel, 1986, Double 1991, Honderich 1993, Double 1996a, Smilansky 2000, Vargas 2007, Sommers 2012, Nichols 2015.

点を置く標準的な論者（例えばケインやフィッシャー）に対するオルタナティブであり「非標準的」と形容されうるのであるが、いまや無視することのできない思潮のひとつまで成長していると言える。

さて、ダブルはこうした流れの「極北」のひとり⁵と見なされうるのだが、その意味は《この哲学者は、この思潮に伴いうる相対主義的傾向を極限まで押し広げた》ということである。実にダブルは、例えばかなり相対主義的なソマーズ⁶よりも、輪をかけて相対主義的である。とはいえこのことは逆に、「自由意志問題の態度的本性」への気づきは必ずしもすべての論者を極端な相対主義者にしてきたわけではない、ということの意味するだろう。そして私たちは、いわゆる「態度主義」の重要性を認めつつも、ダブルの立場を「極端」として問題視することができるのである。——本節では、以下、この点を説明する。

ダブルの立場の問題的な側面を端的に言えば、それは、「自由意志」や「道徳的責任」をめぐる私たちがどう振る舞えるかのいわば「自由度」あるいは「無制約性」を、彼はかなり（おそらく過度に）大きく見積もっている、という点であろう。例えば彼は《決定論を信じる場合にも私たちは責任肯定論と責任否定論のどちらも採りうる》と主張したが（本稿の第1節参照）、これは——控えめに言っても——人間存在に関する「一面的な」イメージを後押ししかねない。なぜなら、ダブルがそのように主張するとき、その言明は《人間の態度は根本的に自由あるいは無制約的であり、人間はどのような態度を採用可能だ》と述べているように受け取られうるからである。

実際にはそうではなく、人間的態度はもろもろの制約のもとにあると言える。例えばダブルを批判する文脈でホンデリックは次のように指摘する。

[...] 行為者を非難したり罰したりするためにはもちろんのこと、彼女を有責と見なすためには、行為が自由であったということに関する何らかの事実に基づく信念を私たちが有していることが要求される。もし私がこの信念を欠くならば、私は問題の態度や振る舞いを続けることができない。これは少なくとも現時点ではできないのであり、すなわち心理学的不可能性である。(Honderich 1996: 861)

《ホンデリックの主張がすべて正しいか》という点以前に押さえるべきはこうした言説が念頭に置く人間観であり、それは《態度もまた何かしらの制約のもとにあるのだ》という見方である。人間的態度に関するこのような捉え方を前提するならば、仮に——ダブルが行なったように——自由か否かの判断を、判断者の態度の反映と見なすとしても、ここから《どのような判断も可能だ》という極端な相対主義は導き出されえない。却ってむしろ「心理学的不可能性」に配慮した慎重な議論が要求されるだろう（ちなみに例えば Strawson 1962 はこうしたことを試みているとも解釈されうる）。

とはいえ——急いで必要な注意を加えれば——以上の批判をダブルはかなりのていど避けることができる、というのも事実である。なぜなら彼自身も《自由意志論において特定の態度をとることがメタ哲学的な動機に「制約」されている》と指摘していたからである。しかしながらこのようなダブルも〈動機への制約〉の方は、すなわち「より根本的な」制約の方は考慮していない。かくして彼の立場においては、リバタリアニズムを推す動機や両立論を推す動機などがすべて並列化され、《ひとは各々の動機に導かれて自身の立場を支持する——動機は何であれ優劣はない》という相対主義的見方が前面に押し出されることになる。結局のところダブルの人間理解においては、根本的な次元において、人間はその態度や理論的実践に関して「自由」なのである。

以上の考察は、ダブルの立場の是非に関わるのみならず——本稿の積極的主張だが——《そもそも自由意志論はどのような条件の中で行なわれる営みなのか》の理解を深めてくれるものでもある。要点を端的に表現す

⁵ ちなみに Unger 1984 の主張はダブルのそれと同程度に極端な相対主義であると思われる。

⁶ Sommers 2012 は「責任」概念の文化相対性を主張する。

る問いは次だろう。はたして私たちは自由意志論における理説の選択や彫琢に関してどのくらい自由なのか、言い換えれば、「自由」や「責任」に関して一定の考えを組み立てる際に避けられない制約（内容上のものであれ、形式上のものであれ）は存在するのか、と。ダブルは、《人間はこの点において根本的に自由だ》と想定しつつ、彼の議論を展開する。だがそれはどのくらい理に適った想定だろうか。

実に、「自由意志問題の態度的本性」へ目を向けたならば、次は——少なくともいったんは——〈態度を縛る諸制約の存在〉に注意する必要があるだろう。例えば、私たちが用いる「自由」や「責任」や「強制」や「自然法則」などの概念はそれぞれ孤立しているわけではなく何かしらの繋がりの中にある。そして、そうした概念連関は無視できない意味で「所与」（いわゆる“given”）であり、私たちが恣意的に変更できるものではない。言い換えれば、「自由」や「責任」をめぐる思考はそうした「所与的な」枠組みの中で行なわれるものである。自由意志論も——それがでたらめでないことを志向するならば——かかる制約を尊重せざるをえない。かくして、「自由意志問題の態度的本性」を受け入れたとしても、必ずしも「何でもあり」の結論が引き出されるわけではないのである。

ダブルの立場の問題の核心は、たったいま指摘された事柄——すなわち態度を縛るものの存在——への十分な配慮を欠くという点である。とはいえ、いったんこの点が確認されれば、ダブル的な見方の重要性がふたたび前景に躍り出る。実に、一方で「所与的な」概念枠組みはそのつどの私たちの思考や態度を縛るのだが、他方で私たちはそれに絶対的に縛られているわけでもない。むしろ私たちは、伝承された概念連関を「脱し」て、それを変えていくことができる。例えば、法や正義に関する社会史書を繙けば、過去にいわゆる「動物裁判」や「盟神探湯」などが行なわれていたことが知られるが、このことは《「責任」や「罪」などの諸概念がその枠組みの次元で改訂されうる》ということを示唆する。要するに私たちは所与の枠組みから脱出できる「自由」をもつのである。

とはいえここに至ると《概念枠組みの改訂には数世代にわたる長い時間が必要かもしれない》という注記を加えねばならない。なぜなら〈責任〉や〈罪〉や〈正義〉に関わる概念枠の変更と見なされうるような事態は「歴史的な」ケース以外には見出されないように思われるからである。おそらく——私自身はこの見方を説得的に感じるのだが——「自由」や「責任」に関わる私たちの概念の枠組みは、絶対的なものではないとはいえ、相当に堅固だろう。それゆえ「自由意志の概念工学」なる近年の企ては、無視できない困難を抱えていると言えるのである（もちろんこれはその試みが無意味あるいは不可能であることを意味しない）。

以上の議論はすでに、「自由意志の概念工学」が忘れてはならない事柄を明らかにする。実に——踏み込んだ議論は次節へ先送りするが——「概念工学」は、この術語の近年的な意味において、〈人間にとって重要な概念を、人間の幸福の増大させる仕方で改訂あるいは（再）創造する〉という企てを指すのだが（戸田山 2019: 5）、この思想運動の推進者の代表格である戸田山和久は、「自由意志」および「道徳的責任」の概念をこうしたプロジェクトの対象としている。すなわち彼は、「道徳的責任の概念を中核に」する現行の道徳システムの問題点を指摘したうえで、「責任概念を弱体化・消去する方向で概念工学を試みること」の重要性を指摘するのである（戸田山 2019: 24-25）。とはいえ——本節でたったいま強調したように——《私たちがあるひとのある行為を「有責」と見なす》という実践は、少なくともそれほど容易に放棄できる事柄の領域に属してはいない。それはむしろ人間の実践の硬い地盤あるいは岩盤のようなものであり、変更にも「歴史的な」時間的スパンを要するだろう。思うに、自由意志の概念工学者は、自身の対象領域に「設計」や「モノづくり」という言葉がどれほど文字通り適用されうるのかを十分に反省する必要がある。とはいえ、かかる反省のうえでは、当該領域での「概念工学」は何かしらの明るい展望を持ちうるだろう、とも思われるのだが——（この点については次節であらためて取り上げる）。

本稿で究極的に捉えたい事柄のひとつは、「自由意志」や「道徳的責任」に関する私たちの語り方や見方が、

一方で受け継がれた枠組みに絶対的に縛られているわけではないのだが、他方で改訂や修正をたやすく許す「自由な」何かでもないのだ、という「中間的な」事態である。私の考えでは（少なくとも本稿で紹介した限りの）ダブルの言説は、相対主義の強調へ傾いているために、かかる中間的事態を掴みこなっている。ダブルの立場は「極端だ」と批判することが可能だが、その根拠は以上のような点——すなわち態度を縛る枠組みの存在やその堅さに無自覚な点——に求めることができるだろう。

しかしながら本稿における批判的考察は逆にダブル的な立場の良い点を抽出するのに役立つとも言える。実際、さまざまな留保が必要だとは言え、私たちの態度は所与の枠組みに縛られ切らない「自由」を有している。簡単に言えば、「自由」を自らの自由のもとで語る、という意味の自由が私たちには何かしらの仕方で存在しているのである。より簡潔に言えば、〈自由意志論の自由〉が在る、ということ。この点の気づきは《私たちが——おそらくは世代を跨いだ努力によって——伝承された枠組みの不都合な点を修正していけるのだ》という希望を持つことを可能にする。私たちは所与の絶対的な奴隷ではない、ということである。いわば“das geworfen-entwerfende Sein”であらざるをえない人間存在の根本的な“Entwurf”のあり方へ目を向けること——これを可能にするのがダブルの議論の意義だと言えるのである。

4 自由意志の概念工学のしかるべき限界について

先述の戸田山和久と心理学者の唐沢かおりが編集する書籍『〈概念工学〉宣言！』において、自由意志の概念工学について哲学の立場から論じるのが太田紘史の論考「自由意志の概念を工学する：哲学の側からの応答」である。この論文は自由意志論一般が具えるいわゆる〈概念工学的な側面〉を指摘するものであり、本稿の見解と重なるところが大きいと思われる。本節——すなわち本稿の最終節——では、前節までの議論を踏まえたうえで、太田の重要な指摘へ「弁証法的な」ひねりを加えてみたい。

はじめに太田の論考の中心的主張を大まかに（どちらかと言えば抽象的な水準で）確認しよう。

太田は自由意志論の主要な問いを「(1) 自由意志は決定論と対立するのか」と「(2) われわれは自由意志をもっているのか」のふたつと捉え（太田 2019: 127）——こうした「自由意志論観」は歴史的に正当である——、そのうえで《こうした問いを考察する自由意志論の営みはそもそも何をしているのか》をメタ哲学的に問い直す。そしてこの問いに対して彼は、今から見るように、《自由意志論は、例えば概念の内実の経験的記述だけでなく、同時に概念の内容の修正や改訂にも取り組んでいる》と答える。簡潔には、自由意志論は元来「概念工学的」側面を持つ、ということである。

こうした捉え方は——太田自身が行なっているように——これまでの自由意志論が行なってきたことの観察から引き出されうる。例えば、フィッシャーとラヴィッツァが「コントロール」概念をふたつ区別して《責任帰属の正当性のためには、決定論と両立するタイプのコントロール（いわゆる誘導的コントロール）で十分だ》と主張した、というのは学界においてよく知られた事実だが、彼らの議論は〈概念修正や概念改訂の企て〉の一種として理解されるのがよい。曰く、

フィッシャーとラヴィッツァは自覚的ではないかもしれないが、彼らの提案には修正主義的な要素が含まれていると言える。彼らは、われわれの現行の信念においてコントロールと責任が結びついていることを出発点として議論を始め、またそれは重要な点で真理だとするものの、フランクファート型事例の考察をはじめとする深い反省を通じて、コントロールと責任の間のより精妙な結びつきを認めるようわれわれを促すのである。（太田 2019: 138-139）

太田の文章はフィッシャー＝ラヴィッツァのやっていることをいわば「創造的に再解釈する」ものである

が、かかる再-意味づけによって却って自由意志論の元来的特徴が抽出されていると言える。実に、自由意志論に取り組む者は、「自由意志をこう捉えたらどうだろうか?」という形の提案をししばしば行なう。これは《私たちが日常的に使用している「自由意志」概念は非両立論的か否か》などの記述的問いへ答えることとは違った次元の作業である——というも現に、自由意志論の歴史においては、こうした提案的言説を客観的記述の一種と見なすことが不必要な紛糾の元となってきたからである。要点のひとつは、無駄な混乱を避けて理解を着実に深めるためにも自由意志論の「概念工学的」側面へ留意することが肝要だ、ということである。

以上のような指摘を太田はさらに「自然主義」との関連で行なっているのだが(太田 2019: 142-143)、そのあたりの議論は本稿の関心を超えるので言及するに留めたい。前節までの考察との関係で注目すべきはむしろ、太田もまた〈自由意志論の自由〉へ目を向けている、という点である。自由意志論はそもそも私たちの概念枠組みの客観的記述だけを目指す学科ではなく、その改訂やさらには新しい何かの創造という「工学的な」側面をもっている。——私は太田の論考の中心的主張をこうした仕方で理解し、そこに特筆すべき重要性を認めている。

とはいえ、考察がこの段階にまで進めば、〈伝承された概念枠組みへの私たちの「不可避的」隷従〉という側面もいま一度強調されねばならない。すなわち——前節で繰り返し指摘した点だが——責任や自由に関する私たちの概念の枠組みはそれほど簡単に修正されるものではないだろう。この点は、例えば太田が修正主義者ヴァーガスの立場に即して以下のような議論を展開する際には、必ずや留意されねばならない。

[...] 修正主義者のヴァーガスは、責任を決定する要因をより広く捉え直そうとしている。彼の提案では、責任帰属が本質的に含む非難は、非難される者を道徳的な自己陶冶へと導くものである。[...] この見解は効用に関する訴えを少なくとも明示的に含んではないが、責任概念の修正が帰結主義的な仕方で方向づけられる可能性を示唆している。(太田 2019: 144-145)

引用の文章は、《私たちの従来の非難実践は、帰結主義的な仕方ではなく、例えば応報主義的な仕方で正当化される類の活動である》と想定したうえで、《非難実践の意味づけが将来的に変化し、それが帰結主義的な仕方で正当化されるものになる》という可能性を指摘するものである。思うに、たしかにそのような可能性は在るだろう。というも私たちは既存の概念枠組みの完全な奴隷ではないのだから。

この意味で引用の議論は真理を指摘するものなのだが、そうなると話にもうひとつひねりを加えねばならない。すなわち、そうした概念枠組みの変化は(通常の意味の)「人為的な」操作では引き起こされえないだろう、という点へ目を向けねばならない。前節の後半で繰り返し述べたように、責任帰属・非難・刑罰などの「自由意志関連の」実践は決して完全には、〈設計〉や〈改良〉などの概念がふさわしい領域に属してはいない。それゆえ、仮にいつの日か(おそらくあるとすれば遠い未来において)帰結主義的な「非難」概念が社会的に採用されるようになるとしても、それは個々人の意図を超えた変化であらざるをえないだろう——あたかもヘーゲル的な「絶対精神」が、社会の成員の個別的なコントロールを多かれ少なかれ超えた仕方で歴史のこまをすすめるような仕方で、である。そして歴史の個別的なステージの内部に生きる個々人の非難実践は、伝承された概念枠組みの縛りを相当に受けざるをえない。結局、“das geworfen-entwerfende Sein”たる人間存在の“Geworfenheit”の側面も看過してはならないのである。

本稿では、太田の論考を受けて自由意志の概念工学の限界の側を強調したい。少なくとも自由意志(およびこれに関連する道徳的責任や非難など)の概念に関しては、「工学」という語は、少なくとも素朴な意味の工学を言い表しえない。むしろ「自由意志の概念工学」は、より実情に即した解釈を与えれば、〈それに取り組む本人が必ずしも達成の報いを受けないような歴史的賭け〉の一種である。おそらく、自由意志の概念枠組みを変えることを目指す歴史的道程には、伝統的な非難実践や刑罰実践を批判し・それを変革しようと

して「敗れ去った」死体たちが連綿と横たわることになるだろう。現在の自由意志の概念工学者の努力は、彼女らあるいは彼らが生きている間には決して報われることがない。とはいえこれは、その企てがまったく無意味だ、ということも意味しない。或る種の終末において死体たちが名を呼ばれるという仕方で甦る、ということは十分にありうる。

同じ点を別の角度から述べれば以下のようなになるだろう。すなわち、自由意志の概念工学者は、自己欺瞞に陥らないためにも、「楽観的」であってはならない⁷、と。私たちは——と私自身を自由意志の概念工学者に含め入れて語らせてもらえば——十中八九、敗れ去るだろう。鍬を何度振り下ろそうとも、岩盤は砕けない。あるいは仮に変革が達成された世界が到来するとしても、そこに生きる者は、歴史家の眼差しをもたなければ、そこにかつて別の岩盤があったことに気づかないであろう。その意味で、自由意志の概念工学は、その意図を達成した場合ですら、救済が約束されてない。——とはいえ、このように報いの期待できない営みであるからこそ却って取り組む価値があるのだ、と考える私もいるのである。

文献

- Double, Richard, 1991. *The Non-Reality of Free Will*, New York: Oxford University Press.
- Double, Richard, 1996a. *Metaphilosophy and Free Will*, Oxford: Oxford University Press.
- Double, Richard, 1996b. “Honderich on the Consequences of Determinism,” *Philosophy and Phenomenological Research*, 56: 847-853.
- Double, Richard, 2002. “Metaethics, Metaphilosophy, and Free Will Subjectivism,” in Kane 2002: 506-528.
- Honderich, Ted, 1993/2002. *How Free Are You?* 2nd ed. at 2002, Oxford: Oxford University Press.
- Honderich, Ted, 1996. “Compatibilism, Incompatibilism, and the Smart Aleck,” *Philosophy and Phenomenological Research*, 56: 855-862.
- Kane, Robert (ed.), 2002. *The Oxford Handbook of Free Will*, 1st ed., Oxford: Oxford University Press.
- 松田克進 1996. 「現代自由意志論はどこに向かっているか：Honderich vs. Double 論争から見えてくること」、『広島修大論集。人文編』、38 巻 2 号：125-155 頁。
- Nagel, Thomas, 1986. *The View from Nowhere*, New York: Oxford University Press.
- Nichols, Shaun, 2015. *Bound*, Oxford: Oxford University Press.
- 太田紘史「自由意志の概念を工学する：哲学の側からの応答」、戸田山・唐沢 2019：127-148 頁。
- Sommers, Tamler, 2012. *Relative Justice*, Princeton and Oxford: Oxford University Press.
- Smilansky, Saul, 2000. *Free Will and Illusion*, Oxford: Oxford University Press.
- Strawson, Peter, 1962. “Freedom and Resentment,” *Proceedings of the British Academy*, 48: 1-25, reprinted in Watson 2003: 72-93.
- 戸田山和久「哲学の側から Let’s 概念工学！」、戸田山・唐沢 2019：3-36 頁。
- 戸田山和久・唐沢かおり編『〈概念工学〉宣言！』（名古屋大学出版会、2019 年）。
- Unger, Peter, 1984. *Philosophical Relativity*, Minneapolis: University of Minnesota Press.

⁷ これは自由意志の概念工学へ現に取り組んでいるひとが楽観的で自己欺瞞的だということを必ずしも意味しない。実際——本稿の匿名の査読者の指摘を受けて必ずや注記せねばならないが——戸田山・唐沢 2019 の 259 頁で戸田山が「誰にも使うことのできない概念を生み出したところで意味はない」などと述べるように、楽観主義の問題点はすでに文献で触れられている。本稿はその声を反響させる意図をもつ。

Vargas, Manuel, 2007. "Revisionism," in J. M. Fischer, R. Kane, D. Pereboom and M. Vargas, *Four Views on Free Will*, Malden: Blackwell Publishing: 126-165.

Waller, Bruce, 2011. *Against Moral Responsibility*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press.

Watson, Gary, 2003. *Free Will*, 2nd ed., Oxford, New York: Oxford University Press.